

## 宮若市高齢者安全運転支援装置設置促進事業 Q & A

※安全運転支援装置（以下「安全装置」という。）

	質 問	回 答
1	この補助制度は、いつから始まりますか？ また、いつまで実施しますか？	令和2年4月1日から開始し、令和7年3月31日まで実施します。
2	補助制度開始（令和2年4月1日）より前に設置又は購入した場合は、補助対象になりますか？	該当しません。
3	申請受付は、いつから始まりますか？ 土日祝日でも申請できますか？	申請受付の開始は、令和2年4月1日からです。 申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。ご了承ください。
4	安全装置の設置をする前に申請するのはですか？	補助申請事前チェックリストで対象になるかを確認して、補助対象になれば設置事業者に依頼して安全装置の設置した後、書類をそろえて申請してください。
5	安全装置の設置をした後、申請するまでの期限はありますか？	安全装置の設置日から3か月以内（3か月後の日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）に申請してください。 <b>3か月を過ぎた申請は、受付できません。</b> ただし、設置日から3か月後の日より、補助制度終了日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の方が早い場合は、その日が期限となります。
6	令和6年2月20日（令和5年度）に設置した場合、翌年度（令和6年度）に申請することはできますか？	安全装置の設置日又は、安全自動車の新車登録日から3か月以内であれば、年度をまたいで申請することができます。 ただし、本補助制度が終了する時は、終了日より後に申請することはできませんのでご注意ください。
7	申請書類は、どこでもらえるのですか？	健康福祉課高齢者福祉係の窓口か、市のホームページから印刷することができます。
8	申請書の提出は、郵送でも良いですか？ また、支所でも申請できますか？	郵便物の紛失、到着の遅延等のトラブルを回避するため、健康福祉課高齢者福祉係の窓口で申請書をご提出ください。また、申し訳ありませんが支所での申請受付はできませんのでご了承ください。 申請者本人の代わりに、設置販売事業者の方がご提出いただいても結構です。
9	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いのですか？	申請書は、代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。

		設置販売事業者におかれましては、申請者が高齢の方ですので、書類の記入や申請書の提出等について、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。
10	予算が無くなったら終了ですか？	申請され決定した補助はすべて交付します。ただし、交付が遅れる場合がありますので、申し訳ありませんが、予めご了承ください。
11	安全装置の設置又は、安全自動車の購入の補助制度で一度補助金を受けたのですが、申請することはできますか？	本補助制度は、安全装置の設置又は、安全自動車の購入に関係なく1人につき1台（回）限り受けることができます。同一申請者が、2台（回）以上の申請をすることはできません。
12	令和4年度に一度補助金を受けたのですが、令和5年度にも申請することはできますか？	本補助制度は、年度に関係なく1人につき1台（回）限り受けることができます。同一申請者が、2台（回）以上の申請をすることはできません。
13	国のサポカー補助金を受けたのですが、申請することはできますか？	国のサポカー補助金を受けたら申請をすることはできません。 本補助制度は、国や市に関係なく1人につき1台（回）限りです。
14	補助金額の算出方法は？	安全装置本体、部品、取付工賃の総額（消費税込み）の5割で1,000円未満の端数を切り捨て、上限30,000円です。修理や点検等の別の費用は含めないでください。 ※安全装置の設置算出例 例①：総額44,600円の場合 44,600円×1/2=22,300円 ⇒補助金額22,000円 例②：総額88,600円の場合 88,600円×1/2=44,300円 ⇒補助金額30,000円
15	65歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか？	本補助制度では、申請年度末時点で65歳以上であっても「非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。
16	所有者は65歳以上の人ですが、実際には65歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	本補助制度では、「65歳以上の人」が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置したことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。 車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されている必要があります。
17	今所有の車は古いのですが、安全装置は設置できますか？	販売店に確認してください。設置できなければ補助の対象にはなりません。

18	軽トラックに安全装置の設置又は、安全自動車の購入をしたのですが、補助対象になりますか？	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありません。営利目的で使用している貨物車は対象になりません。
19	外車に安全装置の設置又は、安全自動車の購入をしたのですが、補助対象になりますか？	外車も対象となります。ただし、販売店に確認してください。安全装置の設置ができない又は、安全自動車でなければ補助の対象にはなりません。
20	安全装置の設置した自動車はローンで購入した車ですが、補助対象になりますか？	申請者が使用している自動車で、車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象になります。
21	安全装置の設置をして補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をする事は認められますか？	認められません。 補助金の確定日から1年以上使用してください。1年未満で安全装置又は、安全自動車を処分（売却、廃棄等）した時は、補助金を返還していただく場合があります。 ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理に運転することは止めて、免許返納等をご検討ください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。
22	補助金を受け取った後、宮若市外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
23	現在は宮若市外に住んでいますが、近々宮若市内に引っ越す予定です。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	申請日に宮若市に住民票があり、65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。
24	「交付申請書兼実績報告書」は、代筆しても良いですか？ または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意志を確認するため、また、誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名及び押印は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
25	添付書類「車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？	車検証の使用者の欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。なお、所有者は、申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。 本補助制度では、「65歳以上の方が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。
26	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。 運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。

27	安全装置の設置の添付書類「取付費用の明細が記載された書類」は、どのようなものですか？	設置の際に設置販売事業者が発行する「納品請求書」や「作業指示書」等で、「設置販売事業者が発行する安全装置の名称、設置費の内訳、設置日が確認できる書類」の内容が記載されている書類のことです。設置販売事業者に上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「安全運転支援装置設置販売証明書」を使用して、設置販売事業者に記入・押印を依頼し、申請書に添付してください。設置販売事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。
28	安全装置の設置の添付書類「安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し」は、どのようなものですか？	購入安全装置の箱や説明書等で、装置の機能の内容が記載されている書類のことです。上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「安全運転支援装置設置販売証明書」を使用して、設置販売事業者に記入・押印を依頼し、申請書に添付してください。設置販売事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。
29	市内に住所を所有し、満65歳以上の者とありますが、住民票を添付しないといけませんか？	誓約書に住民基本台帳や市税等の滞納について調査する旨を掲載しておりますので、誓約書の署名により市で確認いたしますので書類の添付は必要ありません。
30	市税等を滞納していないこととありますが、何か書類を添付しないといけませんか？	誓約書に住民基本台帳や市税等の滞納について調査する旨を掲載しておりますので、誓約書の署名により市で確認いたしますので書類の添付は必要ありません。
31	「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか？	補助制度の手続きにおいては、交付決定後のご提出になりますが、手続きを簡略化するため、申請書と一緒にご提出いただいても結構です。その際は、日付は記入しないでください。また、請求書を提出する際は、請求書に記入した申請者本人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。請求書に押印する印鑑は、申請書に押印した印鑑と同じ物を使用してください。
32	請求書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	請求書を受理してから、概ね1か月半から2か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。予めご了承ください。

33	補助金の受取方法は、現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込みのみです。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。
34	安全装置を設置しましたが、安全装置の作動を解除して運転しても良いですか？	道路、交通、運転等の様々な状況に応じて、装置のオン・オフの切り替えが必要な場合があるかもしれませんが、基本的には運転者の判断に委ねますが、補助制度の主旨をご理解いただき、解除しなくても良い場合は、常に作動する状態で運転するように心掛けてください。 また、安全装置は適正に管理してください。